

千葉市野球協会ホームページ広告取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、千葉市協会（以下「協会」という。）が管理するホームページへの広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）協会ホームページ 協会が管理するホームページをいう。

（２）バナー広告 ホームページ内の WEB ページに表示される広告画像で、広告主の指定する WEB ページにリンクするものをいう。

（広告の種類）

第3条 協会ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、バナー広告とする。

（掲載可能な広告の範囲）

第4条 広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先 WEB ページの内容の範囲は、千葉市野球協会広告掲載要綱（令和7年8月1日施行）第5条及び千葉市野球協会ホームページ広告表現ガイドライン（令和7年8月1日施行）の規定に準ずるものとする。

（広告の規格）

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

（１）大きさ 縦60ピクセル 横160ピクセル

（２）形式 GIF（アニメ可）、JPEG

（３）データ要領 10KB 以下

（広告の枠）

第6条 広告を掲載する WEB ページ、広告の位置及び枠数は協会ホームページのトップページ下部6枠とする。

（広告の掲載期間）

第7条 広告を掲載する期間は1か月単位とする。

2 理事長は、広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）が望むときは、複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

（広告掲載料）

第8条 広告掲載料については、類似する広告の市場価格を勘案し、次のとおり定める。

月額3,000円（1枠・税込）

（広告掲載希望者の募集）

第9条 広告掲載希望者の募集は、別に定める千葉市野球協会ホームページ広告募集要項により行うものとする。

2 募集は、原則として協会ホームページにより行うものとする。

3 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができる。

4 理事長は、募集を行うに当たって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができる。

（広告掲載の申込み）

第10条 協会ホームページへの広告掲載希望者は、千葉市野球協会ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により、郵送、FAX 又は電子メールで申し込むこととする。

（広告掲載の決定）

第11条 理事長は、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 理事長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、千葉市野球協会ホームページ広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により広告掲載希望者に通知する。

3 理事長は、広告掲載希望者が、第6条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。
なお、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することができる。

（1）公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

（2）公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

（3）前号に規定するもの以外の私企業又は自営業等で市内に事業所等を有するもの

（4）その他私企業又は自営業等

4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

（広告掲載の承諾）

第12条 広告掲載をすることができる旨の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載内容及び条件等を記載した千葉市野球協会ホームページ広告掲載承諾書（様式第3号）を理事長に提出するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第13条 広告主は、広告原稿（画像データ）を理事長が指定する期日までに指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿（画像データ）は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告内容、デザイン等の審査及び協議）

第14条 広告の内容及びデザイン等については、協会及び協会ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と協会が必ず協議することとする。

（広告掲載料の納付）

第15条 広告主は、広告掲載料を理事長の指定する期日までに一括納入するものとする。ただし、理事長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告内容の変更要求）

第16条 理事長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第17条 理事長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- （1）指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- （2）指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- （3）前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき
- （4）広告主、バナー広告の内容又はリンク先WEBページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- （5）その他、協会ホームページへの広告掲載が適切でないと理事長が判断したとき

（リンク先の変更）

第18条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更の1週間前までに連絡するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第19条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により理事長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

第20条 広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、納付済額のうち掲載決定期間の残りの月数に応じた額とする。ただし、月の途中で掲載されなくなった場合の当該月については、暦日数による日割り計算により円未満を切り捨てた額を返還するものとする。
- 3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告掲載期間の延長）

第21条 広告掲載期間内に協会の都合で協会ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により協会が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

（広告主の責務）

第22条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを理事長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

（裁判管轄）

第23条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、千葉市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

（その他）

第24条 この要領に定めるもののほか、ホームページ広告の取り扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。